

## 国際私法の経済学的分析 - 現状と課題 報告概要

日本国際経済法学会 2005 年度研究大会 統一テーマ「『法と経済学』の諸相」  
2005 年 10 月 30 日（日）at 京都大学

Ver.2005/11/02 大阪大学 野村美明

独禁法の分野では、経済学的分析は自明のことであるとまで主張される。しかし、国際私法の経済学的分析は、米国やその影響下にある諸国でも、緒についたばかりである。経済学的手法を、合理的選択を行う主体間の相互作用が均衡状態になることに着目して分析することと理解すれば、この分野の先行研究は日本には存在しないといってもよい。では、国際私法の経済学的分析が他の分野に比較して不人気である現状をどう説明すればよいか。

報告者は、この原因が分析対象である国際私法にあると主張する。国際私法とは、国際的要素の含まれる事件を、自国か外国か、どこの国の法律を適用して判断すべきかを決定する法律である。つまり、国際私法は権利義務や行為を直接規律する実質的な法律ではなく、どこの国の実質法を適用すべきかを決める間接的な法である。では、国際私法の経済的分析の相対的不人気は、国際私法のこのような間接法規性によるのだろうか。

この報告では、第 1 にもっぱらコモン・ローとしての国際私法を経済学的に分析する米国の先行研究を概観した。第 2 に、国際私法の経済学的分析が広まらない理論的原因は国際私法の間接法規性にあることは否定できないとしても、その実際的かつ最大の原因は、ルールではなくアプローチを強調する米国国際私法の世界的孤立であることを明らかにした。

最後に、米国における商取引に関する国際私法ルール的发展と日本における最近の法例改正の動きを比較すると、間接法規である国際私法の経済的分析は日本においても十分意義のあることを示した。この報告が、国際私法に対する経済学および他の法律分野からの本格的参入のきっかけとなれば幸いである。